

事務連絡
平成23年6月20日

東京電力・東北電力から電力供給される
各 都 県
指定都市
中核市 民生主管課 御中

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課
厚生労働省社会・援護局総務課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
厚生労働省老健局総務課

社会福祉施設等における節電行動計画の作成について

今般の東日本大震災に伴う対応について、特段の御配慮をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

社会福祉施設等における節電対策につきましては、「社会福祉施設等における夏期の節電の取組の進め方について」（平成23年5月31日付事務連絡）においてお示ししたところです。

当該事務連絡中、追って通知予定としておりました節電行動計画の作成・提出・公表等の具体的方法について、下記のとおりといたしました。

つきましては、各都県等におかれましては、これらの内容につきご了知いただきまとともに、貴管内の東京・東北電力管内の市区町村や社会福祉施設等への周知についてご協力いただきますようお願いいたします。

記

1. 大口需要家（契約電力500kW以上）の取組

（1）節電行動計画の作成

制限緩和の適用の有無に関わらず、すべての大口需要家は節電行動計画を作成し、節電に取組むことが求められています。

大口需要家である社会福祉施設等は、別紙1「社会福祉施設等の節電行動計画フォーマット（例）」（以下「フォーマット（例）」という。）を参考に、節電行動

計画を作成し、各施設のホームページへの掲載、事務所への掲示等の方法により公表してください。(厚生労働省ホームページにフォーマット(例)の電子媒体を掲載しておりますので、ご活用ください。)

【フォーマット(例)掲載先】

厚生労働省トップページ → 東日本大震災関連情報 → 夏期の電力供給対策関係 → 夏期の電力需給対策関連通知等

(URL : <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001e7du.html>)

(2) 節電行動計画の提出

制限緩和の適用が認められた需要設備であっても、可能な限り徹底して節電に取組むことが求められています。

このため、特に制限緩和の適用が認められた需要設備については、作成した節電行動計画を事業所管省庁に提出し、検証を受けることとされております。

制限緩和の適用を受けた社会福祉施設等は、作成していただいた節電行動計画及び別紙2「電力使用の制限緩和適用を受ける社会福祉施設等に係る資料」を7月1日(金)までに、下記の提出先まで提出してください。(フォーマット(例)を参考に節電行動計画を策定のうえ、Eメールで提出してください。都県又は団体を経由するのではなく、下記提出先に直接提出してください。)

なお、同一敷地内で病院や各種社会福祉施設等を運営しており、電力契約は各施設全体で一括契約している法人の場合においては、主たる施設のみの計画を策定し(但し、施設間で相談し、全体を網羅できるものが望ましい)、主たる施設の担当部署に送付するようお願いいたします。

【提出先】

<保護施設> : 厚生労働省社会・援護局保護課
Eメール : shimizu-osamu@mhlw.go.jp
(TEL) 03-3595-2613

<障害者福祉施設> : 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
Eメール : syo-setsuden@mhlw.go.jp
(TEL) 03-3595-2528

<高齢者関係施設> : 厚生労働省老健局高齢者支援課
Eメール : kourei-yosan@mhlw.go.jp
(TEL) 03-3595-2888

<児童福祉施設> : 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課
Eメール : inada-masayuki@mhlw.go.jp
(TEL) 03-3595-2491

ご提出いただいた節電行動計画については、厚生労働省において内容を確認

の上、必要に応じ、計画の補正等をお願いすることがありますので、その旨ご承知おきください。

なお、節電行動計画についての検証を策定時及び使用制限期間終了後の2回行うこととしており、先進的な取組については、作成された方のご了解をいたいた上で、HP等に掲載し、他の需要家が取組の参考にできるようにする予定です。

(3) 節電行動計画の実施結果の報告

制限緩和の適用が認められた需要設備については、電力使用制限期間（東京電力管内は7月1日から9月22日まで、東北電力管内は7月1日から9月9日まで）終了後、節電行動計画に基づく節電の取組の実施結果（フォーマット（例）等）について、事業所管省庁に報告することとされております。

制限緩和の適用を受けた社会福祉施設等は、節電の取組の実施結果について、「1.（2）節電行動計画の提出」でお示した提出先へ、策定した節電行動計画の「節電実績（15%削減というように記載）」、「実行をチェック」を記入等の上、9月分の使用電力の検針日以降速やかにEメールでご提出をお願いいたします。

ご報告いただいた節電の取組の実施結果については、厚生労働省において内容を確認の上、必要に応じ、不明な点等について問い合わせをさせていただくことがありますので、その旨ご承知おきください。

また、厚生労働省として社会福祉施設等における節電の取組状況を把握するため、上記の実施結果の報告とは別に、節電実施期間（7～9月）中に、社会福祉施設等を訪問させていただき、社会福祉施設等のご協力に基づき、節電の取組状況の聴取及び意見交換等をさせていただくことがあります。

(4) その他

通常は制限緩和の申請を行っていただくことになりますが、例外的に制限緩和の申請を行わず適用を受けない場合は、上記（2）及び（3）の節電行動計画の提出及び実施結果の報告を行う必要はありませんので、念のため申し添えます。

2. 小口需要家（契約電力500kW未満）の取組

小口需要家である社会福祉施設等は、別紙1「社会福祉施設等の節電行動計画フォーマット（例）」（以下「フォーマット（例）」という。）を参考に、節電行動計画を作成し、各施設のホームページへの掲載、事務所への掲示等の方法により公表してください。

小口需要家は、節電行動計画の提出及び実施結果の報告を行う必要はありません。

3. 節電行動計画の位置付について

節電行動計画の作成及び計画に基づく節電の取組の実施は、電気事業法に基づき規制を課すものではなく、あくまで自主的な取組として行っていただくもので

あり、計画に記載した目標数値等を達成できなかった場合にも、罰則や指導の対象となるものではありません。

しかしながら、夏期の電力需給ギャップを解消し、計画停電を回避するためにも、各社会福祉施設等において可能な限り積極的な内容を盛り込んだ計画を作成し、徹底して節電に取組んでいただきますようお願いします。

4. 問い合わせ先

(1) 電気事業法第27条による使用制限を含む夏期の電力需給対策に係る全般のご相談・ご意見について

資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課

(TEL) 03-3501-1511 (内線4581~4590)

(2) 節電行動計画について

「1. (2) 節電行動計画の提出先」と同じ

5. 参考となるウェブサイト

厚生労働省ホームページ

・「夏期の電力需給対策関係」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001cg50.html>

経済産業省ホームページ

・「節電－電力消費を抑えるには－」

<http://www.meti.go.jp/setsuden/index.html>

※節電を意識するあまり保健衛生上、安全上及び管理上等不適切なものとならないよう、また、適度にエアコン等を使用して、熱中症を防止していただくことにも、呼びかけをお願いいたします。

■社会福祉施設等の節電行動計画フォーマット（例）

別紙1

| | | | |
|------|--|------|--|
| 施設名 | | 責任者名 | |
| 節電目標 | | 節電実績 | |

まずは基本アクションをお願いします

実行
チェック

| | | |
|----------|--|--|
| 照明 | <ul style="list-style-type: none"> 事務室の照明を半分程度にする。 居室以外のエリアの照明を間引きする。 使用していないエリア（玄関、ロビー等）は、消灯を徹底する。 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 使用していないエリアは空調を停止する。 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 居室、廊下、事務室等エリア毎に適切な温度設定を行う。 日射を遮るために、ブラインド、カーテン、遮熱フィルム等を活用する。 | |
| OA 機器 | <ul style="list-style-type: none"> OA機器の管理を徹底する。 必要がない場合は窓や出入り口の開け放しをしない。 | |
| | | |
| | | |

メンテナンスや日々の節電努力もお願いします

実行
チェック

| | | |
|-----|---|--|
| 照明 | <ul style="list-style-type: none"> 照明機器の定期清掃を行う。 従来型蛍光灯をLED照明に交換する。 夜間の照明管理の徹底をする。 可能な限り天井照明を消灯し、スポット照明を利用する。 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> フィルターを定期的に清掃する（2週間に一度程度が目安）。 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 各種出入り口、搬入口の扉等を必ず閉め冷気流失を防止する。 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 給湯循環ポンプの流量を確認し、流量の削減を徹底する。 | |
| 空調 | <ul style="list-style-type: none"> 調理機器、冷蔵庫の設定温度が必要な温度に対して、高すぎたり低すぎたりしないように確認する。 日中の電力消費のピーク時間帯は、居住エリアを限定して空調負荷を集中させる。 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 窓側にゴーヤ、ヘチマ、朝顔などのグリーンカーテンを作る。 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 窓のブラインド、カーテンの開閉管理を徹底する。 | |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> 水遊びなどの涼しくなる遊びを取り入れる。 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 自動販売機の管理者に冷却停止時間の延長等の協力を求める。 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> エレベーターが複数台ある場合、日中は一部停止する。 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 待機電力を削減する。 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 消費電力の大きい電気製品は平日の日中を避けて使う。 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 昼食・夕食の調理時間の柔軟化を検討する。 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> クールビズ対策の徹底。 | |
| | | |
| | | |

職員及び利用者への節電の啓発

実行
チェック

| | | |
|----------|---|--|
| 節電 啓発 | <ul style="list-style-type: none"> 節電リーダーを選出し、具体的な取組を行う。 朝礼時に毎回節電のアナウンスをして意識付けを行う。 施設全体の節電目標と具体策について、職員全体に周知徹底し実施する。 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 管理部門の節電対策（エレベーターの一部停止等）。 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ピーク期間（7-9月平日の9時～20時）には、一斉放送でより一層の節電を呼びかける。 | |
| | | |
| | | |
| | | |

※ご注意　・節電を意識しすぎるあまり、保健衛生上、安全上及び管理上等不適切なものとならないようご注意下さい。

電力使用制限緩和の適用を受ける社会福祉施設等に係る資料

○計画策定主体の住所・法人名・対象路線

- (1) 住所 :
- (2) 法人名 : ○○法人

○制限緩和の適用を受ける需要設備の設置場所、需要設備番号

- (1) 設置場所 : ○○・・・・・・○○ (6月上旬以降に経産省から需要家に届いている通知書から転記(以下「転記」とする。))
- (2) 需要設備番号 : ○○・・・・・・○○ (転記)

○経済産業大臣からの通知に記載された「指定電力の値」、「使用制限率」、「使用できる電力の限度(kW)」(制限緩和適用前)

- (1) 指定電力の値 : ○○○ kW (転記)
- (2) 使用制限率 : ○% (転記)
- (3) 使用できる電力の限度(kW) : ○○○ kW (転記)

○制限緩和の適用を受けた後の「使用制限率」、「使用できる電力の限度(kW)」

- (1) 使用制限率 : ▲○%
- (2) 使用できる電力の限度(kW) : ○○○ kW 【★】

(制限緩和申請書(告示様式第1)から転記※)

※申請書記載どおりに制限緩和が認められることが前提

○目標使用予定電力(kW)

(目標電力削減率)

- (1) ○○○ kW ※上記★よりも低い「目標使用予定電力」を記載。
または
- (2) 「指定電力の値(転記)から△%削減」
※(1)か(2)のどちらかについて記載

※制限緩和の対象であっても、自らできる限りの使用抑制に努め、また、企業・事業体として削減率(15%)を達成するように努めることとされています。

記載例

《オフィスビルの場合》

(参考)

節電効果は、一般に単純に合計できませんが、本例では、他の対策も盛り込むことにより、単純合計した効果 ($\Delta 19\%$) が達成できると見込んでいます。

○取り組もうとするアクションを選択し、チェックすることで、計画を作成して下さい。
○より詳細に計画を作り込まれる場合は、例えば以下のように、自社の実状に応じてフォーマットの対策・数値をアレンジいただくことができます。

ピーク時電力 (kW) を 15%以上削減する目標を立てましょう。
※ピーク時電力の把握が困難な需要家は、月間電力消費量 (kWh) で目標を設定しても結構です。

設定した目標を達成できたか、後日実績値を確認・記載しましょう（毎月記載しても結構です）。

■節電行動計画

| | | | |
|------|----------------|------|-------|
| 事業者名 | 株式会社〇〇商事 △△営業所 | 責任者名 | 節電 大作 |
|------|----------------|------|-------|

節電目標 昨年夏ピーク比で $\Delta 19\%$ 節電実績 7月: $\Delta 20\%$ / 8月: $\Delta 21\%$ / 9月:

まずは、5つの基本アクションをお願いします

| | 建物全体に対する節電効果 | 実行チェック |
|--|--------------------------|--------------------|
| 照明 | 6.12% | ✓ |
| 空調 | 3% | ✓ |
| コンセント 動力 | 2.4% (+2°Cの場合) 1°C | ✓ |
| | 2% | |
| | 3% | ✓ |
| 自社の実状に応じてフォーマットの対策・数値をアレンジしていただいて結構です。 | | 計 $\Delta 19\%$ |

さらに、節電効果が大きい以下のアクションも選択して下さい

| | 建物全体に対する節電効果 | 実行チェック |
|--|--------------|--------------------|
| 空調 | 5% | |
| その他 | 3% | ✓ |
| | 2% | |
| | 14% | |
| 自社の実状に応じてフォーマットの対策・数値をアレンジしていただいて結構です。 | | 計 $\Delta 19\%$ |

メンテナンスや日々の節電のお願い

| | 建物全体に対する節電効果 | 実行チェック |
|----|--|--------|
| 照明 | 23% × (1/4) × 35% = 約 2% | ✓ |
| 空調 | 自社の実状に応じてフォーマットの対策・数値をアレンジしていただいて結構です。 | ✓ |
| | | |
| | | |
| | | |

本計画に盛り込む節電対策を選びましょう (✓)。
※基本アクションはできるだけ盛り込みましょう。
※実施できない対策を盛り込む必要はありません。